



公 示 送 達 書

上税第220号
令和8年9月18日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

山元 慎悟

送達する書類

督促状 1通

令和8年度固定資産税・都市計画税第2期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。